

島本町立第二中学校 部活動に係る活動方針

令和4年4月1日

1. 部（教育課程外）活動の位置づけ。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動についてはスポーツや、文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

【学習指導要領における部活動に関する記述（文部科学省、2017b；2018 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連 第一章第5の1のウ；第一章総則第6款1ウ）抜粋】

2. 本校における部（教育課程外）活動の目標。

学校教育の一環として行われる部活動は、興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録・大会等に挑戦する中で、生徒に次のような様々な意義や効果をもたらすものとする。

- ・部活動の楽しさや喜びを味わい、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培う。
- ・体力の向上や心身の健康の保持増進を行う。
- ・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ・自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につなぐ。

【趣旨等記述は「大阪府部活動の在り方に関する方針」を参考にしています。】

3. 部活動の運営等について

生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。

- (1) 毎月の活動実績を報告し計画的な活動を行う。また、学校のHPに活動方針及び各部の活動実績等を掲載することにより公表する。
- (2) 部活動顧問は、生徒の安全を確保する観点から複数で担当し、顧問に対しても過度の負担が生じないように配慮する。
- (3) 部活動に対する支援策として、専門的な指導を求める要請があった場合は、「島本町立中学校部活動指導者派遣事業」を活用して、教員以外の外部指導者の派遣を町教育委員会に要請する。

- (4) 各部活とも保護者懇談会を適宜実施し、担当顧問と保護者とがその年度の部活の方針・目標や活動内容等を共有し、生徒が安心して部活動に取り組めるように配慮する。また、顧問同士の意思疎通を図るために顧問会議等を適宜行う。

4. 開設する部と活動場所について

【運動系】（12クラブ）

グラウンド：野球部。陸上競技部。サッカー部。（3）

プール：水泳部。（1）

テニスコート：男子テニス部。女子テニス部。（2）

体育館：女子バドミントン部。女子バレーボール部。女子バスケットボール部。

男子バスケットボール部。男子卓球部。女子卓球部。（6）

※体育館クラブは、活動場所確保のため平日を振り分けて活動します。

※体育館クラブは、土曜日を活動希望する場合も振り分けて活動します。

【文化系】（2クラブ）

音楽室、校舎特別教室：吹奏楽部。

活動指定教室：ハンディ技術部。

5. 休養日および活動時間の設定について。

中学校の部活動については、生徒の健康や成長に配慮した活動となるよう、文部科学省・スポーツ庁から、「学校の決まりとして休養日を設定する等を通じて、運動部活動の適切な運営を図る」旨の通知が出されています。

- (1) 生徒の健康や成長に配慮した活動となるよう、また教員の休養日を確保する観点から週当たり2日以上休養日（ノークラブデー）を設ける。

基本平日のうち1日をノークラブデーとして設定し、土曜日及び日曜日（週末）は、少なくとも1日以上休養日（ノークラブデー）を設ける。

ただし、試合や発表会の直前など等でノークラブデーの実施が難しい場合は、各部の状況に応じた例外的な対応として、その試合等の前後にノークラブデーを実施し、他の日（基本活動した日を基準に、前後1か月の間）に振り替えることとする。

- (2) 長期休業日中の休養日（ノークラブデー）の設定については、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養をとりリフレッシュして部活動に参加できるように、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- (3) 1日当たりの部活動の活動時間は、平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の終末含む）は、実質の活動を3時間程度とし、できるだけ短時間で効率的、効果的な活動を行う。

※ただし、コロナ禍の中では感染予防の観点から、大阪府や島本町の状況を勘案しながら更なる活動時間の短縮等を行って適切に実施する。

- ・活動時刻は下記の時間帯で行うことができる。

期間	下校時刻
3月 1日～10月 15日	18時00分
10月 16日～11月 30日	17時30分
12月 1日～12月 24日	17時00分
1月 8日～ 2月 29日	17時30分

6. 部活の指導の在り方について

(1) 適切な指導

- ア 成長期にある生徒のスポーツ障害等を予防に努めるとともに、心理面でも過度の負担が生じないように日常のケアに努める。
- イ 生徒との適切なコミュニケーションをとることにより、生徒の自主性、自発的な活動を促す指導を行う。
- ウ 大会やコンクール等で勝つことのみを重視し、過度な練習や心理的負担を強いることがないように注意する。

(2) 体罰・不祥事（スクールセクハラ）等防止

- ア 部活動の指導にあたって、体罰はいかなる理由があっても決して許されるものではなく、また威圧的な言動等によって生徒の人格の尊厳を損ねたり、否定するような行為は許されないという認識を持つこと。
- イ 指導者と生徒の人間関係の中で、親しさのつもりでの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる場合があり、常に生徒の側に立って状況を認識すること。

7. 安全管理と事故防止について

(1) 熱中症予防

近年の気候変動による暑熱環境の変化に対し、「熱中症予防運動指針」を基に、活動前及び活動中における「WBGT」の計測を行い、暑さ指数が31℃を超えた場合は運動を中止するなどの適切な対応を行う。

(2) 事故防止

部活中の事故を防止するため、他の部活と場所を共有する場合は、顧問同士の連絡を密に行いながら、万全な安全対策を講じる。また、事故の未然防止のために、施設設備等の点検を定期的に行う。

8. その他について

- ・指導者（顧問）は、生徒同士の人間関係の形成や人格の育成を進めるとともに、生徒同士の暴力行為やいじめ等の防止に努める。
- ・現行の部活動を維持することを優先して、新規の部活は当面の間創部しない。
- ・部活中の服装については、基本学校で指定されたものとする。
- ・活動予算については、町及びPTAからの補助金を有効に活用し、原則部費の徴収は行わない。